

V 本計画を進めるに当たって

1 計画実現に向けた体制

(1) 組織体制

教育委員会及び健康福祉部による「体育・スポーツ」や「健康づくり」の推進を図るとともに、平成24年度からは、スポーツを通じた観光振興を目指し、商工労働部など県庁内の関係各課と連携して、「スポーツ立県ちば」を推進します。

(2) 総合的な取り組みの推進

本計画の趣旨を踏まえ、県がそれぞれの状況に応じて市町村と協力・連携し、計画を効率的かつ効果的に推進することで、県全体で総合的なスポーツの推進を図ります。

(3) 県内のスポーツ施設を有効に活用できるシステムの構築

県内のスポーツ施設が、それぞれの地域のニーズや施設の特性を活かすとともに、利用者がより利用しやすい運用システムを検討し、スポーツ機会の促進を図ります。

2 計画推進に向けた広報活動

(1) 計画実現に向けた広報

本計画は、子どもから大人、高齢者や障害のある人が、「する・みる・ささえる」など、それぞれのニーズに応じたスポーツに関わり、行動変容を促すことが必要です。

このため、広報誌やホームページなど、多様な広報媒体を活用しながら、県民への周知・啓発を図っていきます。

(2) スポーツ大会やイベント等の場を通じた広報

各種スポーツ大会やイベントの場を活用した広報活動を推進します。

(3) 学校を通じた広報

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校や、幼稚園において、児童生徒や幼児並びに保護者に各種の広報誌を通じて、スポーツの重要性や計画の理念等について、子どもたちや各家庭に対する理解を求めるなどの広報を行っていきます。

3 計画の進捗状況の把握と点検・評価

本計画は横断的、総合的な取り組みとして推進しますが、その取り組みのまとめや進捗状況については、関係部局と連携を図りながら、「PDCAのサイクル」²⁵⁾を基に、計画に掲げた施策の「目標」「具体的な取組」などについての成果や課題等を県民や有識者に評価していただくとともに、実施状況等を県教育委員会が取りまとめ、千葉県スポーツ推進審議会に諮り、計画の有効性を高めながら、次年度以降の取り組みに反映させて推進してまいります。